

平成26年度第1回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成26年5月19日（月）午後1時30分～午後2時15分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、都市整備部長、教育部長、病院事務部長
審議事項	1 伊勢市都市計画公園見直しガイドライン（案）について <都市整備部>

1 伊勢市都市計画公園見直しガイドライン（案）について<都市整備部>

概要

都市計画公園の見直しガイドラインを作成するため、見直しの方向性及び対象公園の抽出方法、検証フロー、公園面積の目標値等、基本的な考え方について審議を行った。ガイドライン案の主な概要については、以下のとおりである。

(1) 見直しの背景

都市計画決定後、長期にわたり整備が行われていない公園も存在し、計画決定時と比べ、公園決定区域内及びその周辺の土地利用の状況が変わり、必要性が低下している公園がある。このような状況の中、都市計画法運用指針の改正等、これまで慎重な対応がとられてきた都市施設の見直しに対しても柔軟な対応が可能となってきた。

(2) 基本的な考え方

①基本方針 法令及び都市マスタープランとの整合

②個別の公園を対象とした見直しの基本的な考え方

ア) 見直しの方向性

i) 存続：計画のままの存続、または面積の減はなく区域の変更を行う公園

ii) 変更：計画面積の増減や、それに伴う区域の変更を行う公園

iii) 廃止：計画区域の廃止を行う公園

イ) 見直し対象公園の抽出

「未共用面積を含む都市計画公園で、当初決定後20年以上経過したもの」を原則とする。

ウ) 必要性の検証要素

i) 代替性

- ・都市マスタープランでの位置づけ
- ・公園機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観形成）を代替できる都市公園や緑地等の有無

ii) 自然環境及び歴史・文化的環境への影響

iii) 事業の実現性の検証（支障要因の確認）

(3) 対象区域全体の公園を検証する基本的な考え方

①必要とされる面積の目標値

住民（市民）一人当たりの都市公園面積：10 m²以上（目標値）

②公園の配置に関する整理

都市計画公園、都市公園及び市が管理する公園の配置状況について整理する。

結論 提案された方向性で策定に向け、進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・今後新しく公園を整備する際の考え方は含まれていないのか。
→現存する公園を基準とした見直しの考え方を整理するものである。新しい公園の整備については、マスタープランの中で必要に応じて対応することとなる。
- ・当初決定後20年以上経過した公園を対象としているが、その根拠は？
→平成25年9月に改定された、三重県の都市計画の実務に関する手引きの都市計画公園の見直しの考え方が20年以上となっており、他市も参考にした。また10年ごとに見直しを予定している。
- ・見直し対象公園の必要性を検証する手続きはどのように考えているか。
→検証については市が行い、都市計画審議会に諮ることとなるが、具体的には今後調整する。
- ・従来は公園を廃止・縮小した場合、その分を整備することが義務付けられていたが、都市計画法運用指針の改正等により柔軟な対応が可能となり、まちづくりを進めやすくなったと考えている。

資料 付議事項書